

令和6年度 新栄小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童に関わる問題である。

全ての児童が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」）に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切である。

学校は、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子供たち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう努める。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

1-2 いじめの定義

愛知県いじめ防止基本方針では、「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）とする。

ここで言う「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒との何らかの人間関係がある状態を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つて行うことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを破断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが大切である。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「いじめ・不登校対策委員会」という）を活用し、組織的に判断することが求められる。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、保健主事等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。

（1）「いじめ対策委員会」の役割

ア 「新栄小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「新栄小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員への共通理解を図る。
- ・ 教育相談（いじめ）アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ 教職員がいじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、またはいじめの疑いがある場合は、速やかに学校いじめ対策委員会において情報を共有し、特定の職員で問題を抱え込むことのないよう、迅速かつ組織的に対応する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ いじめが解消したと判断した場合でも、その後の児童の様子を見守り、再発防止に努める。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

（１）いじめの未然防止の取組

- ア 全ての児童が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめのない学校づくりに努める。
- イ 学校は、教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育や体験活動等の充実を図り、命の大切さ、および、児童の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努める。
- ウ 社会全体で児童を見守り、育てていくために、地域、学校、家庭が協働して、児童のさまざまな体験活動や人と関わり合う活動を支援していく。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

（２）いじめの早期発見の取組

- ア 研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の充実を図る。
- イ 教育相談（いじめ）アンケートや教育相談を定期的（年３回）に実施し、児童が相談しやすい環境を整えるとともに、いじめの早期発見に努める。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ 「子どもＳＯＳほっとライン２４」（「２４時間子供ＳＯＳダイヤル」）・スクールカウンセラー等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

（３）いじめに対する措置

- ア 教職員がいじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」において情報を共有し、特定の職員で問題を抱え込むことがないよう、迅速かつ組織的に対応する。
- イ いじめ・不登校対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。
- エ いじめ防止の取り組みに対して、教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関へ必要な協力を求めていく。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携する。

4 重大事態への対応

※重大事態の意味

- ①生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・一定期間、連続して欠席している場合
 - ・30日以上欠席している場合

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。また、この調査は、事実関係を明確にするためのものであり、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟への対応を直接目的とするものではなく、学校が、事実に向き合うことで、事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。
- (3) 調査結果については、教育委員会に報告をし、被害児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

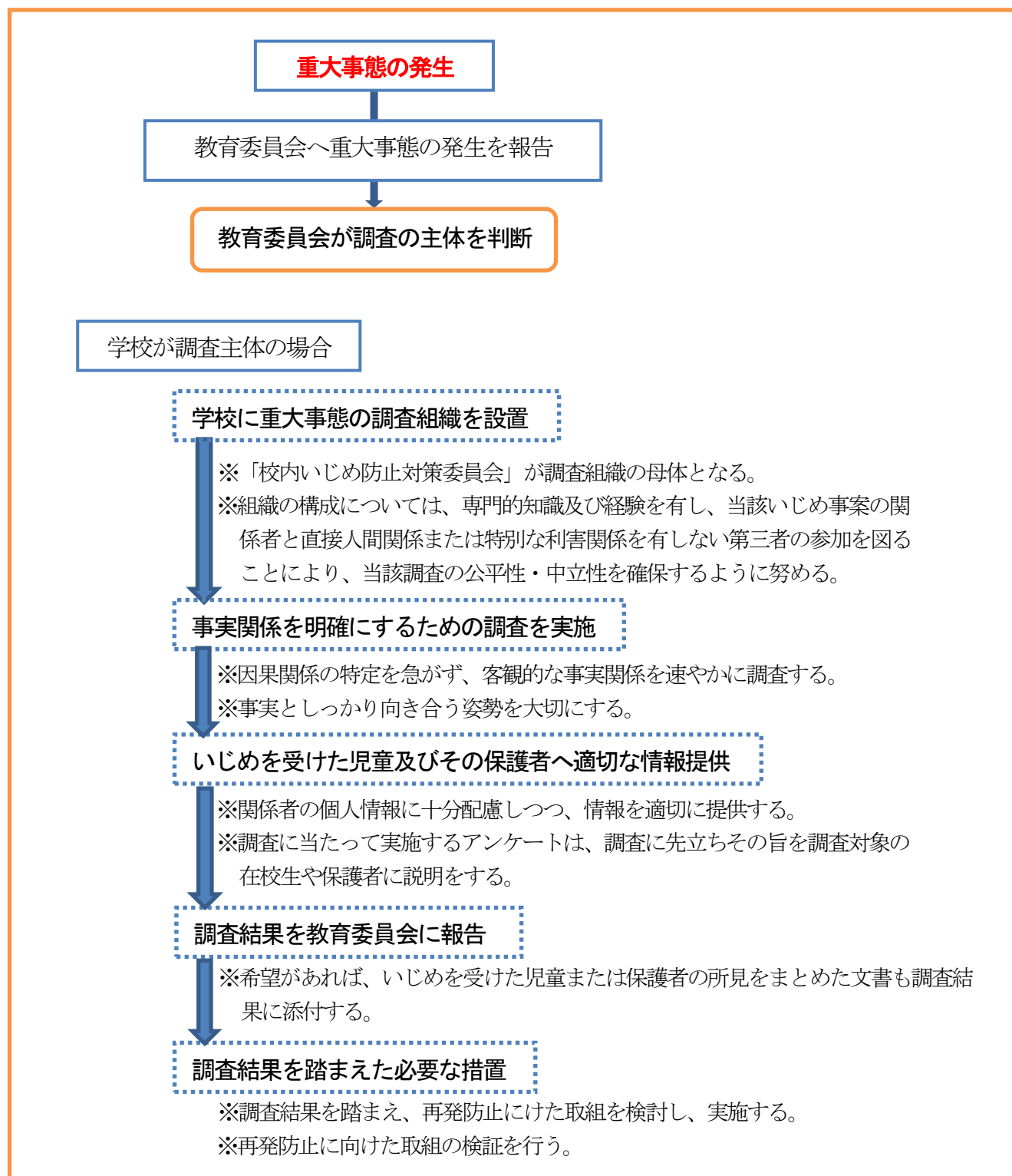
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 「新栄小学校いじめ防止基本方針」をはじめとする、いじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施（6月、1月）し、全教職員で構成するいじめ・不登校対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



＜「新栄小学校いじめ防止基本方針」の取組 年間計画＞

	「校内いじめ・不登校対策委員会」(原則月1回開催)		未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○児童、保護者へのSC周知 ○学級開き、学年開き ○縦割り集会(異年齢集団活動)	○身体測定 ○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知	○「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載 ○児童宅確認	
5月			○縦割り集会(異年齢集団活動) ○保健指導(心と体の成長)	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○各種健康診断	○運動会 ○第1回町いじめ問題等対策委員会	
6月			○縦割り集会(異年齢集団活動) ○福祉実践教室(4～6年)	○「教育相談(いじめ)アンケート」 ○教育相談週間	○学校保健委員会	
7月			○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○縦割り集会(異年齢集団活動)	○個人懇談会 ○第1回町いじめ問題等対策委員会	
8月			○中間評価→検証	○現職教育(校内研修) ○道徳研修		
9月			○縦割り集会(異年齢集団活動) ○情報モラル指導	○身体測定	○学校公開	
10月			○縦割り集会(異年齢集団活動)	○「教育相談(いじめ)アンケート」 ○教育相談週間		
11月			○赤い羽根共同募金活動 ○縦割り集会(異年齢集団活動)			
12月			○縦割り集会(異年齢集団活動) ○人権週間(講話)		○個人懇談会 ○第2回町いじめ問題等対策委員会	
1月			○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○保健指導 ○縦割り集会(異年齢集団活動)	○身体測定 ○「教育相談(いじめ)アンケート」	○保護者への学校評価アンケート
2月			○自己評価	○縦割り集会(異年齢集団活動) ○オアシス運動 ○卒業生を送る会		○学校公開 ○第3回町いじめ問題等対策委員会 ○学校保健委員会
3月			○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○縦割り集会(異年齢集団活動)		○学校関係者評価委員会で評価を行う。
通年	P	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○担任による個別相談	○あいさつ運動	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。